

# 報 告 書

令和6年5月8日（水）から5月10日（金）まで 『北海道栗山町』  
議会と『北海道芽室町』議会の視察研修ために出張しましたが、その結  
果は下記（別紙）のとおりであります。

令和6年 5 月 30 日

委員会名 総務建設常任委員会

議員氏名 川口 晃

報告事項 『議会改革への取組みと議決事項の拡大と議会の取り組み』に付いて栗山町議会と芽  
室町議会を視察した

議会改革で全国の中でも先進を走っていると言われている北海道の  
栗山町・芽室町の視察であった。北海道は全体として人口減少と農業に  
頼った町村が多いのであるが、栗山町は夕張市の直ぐとなり、芽室町は  
十勝平野のど真ん中に位置している

栗山町の第7次総合計画や都市計画マスタープランは、拡大再生産の  
方向ではなく、人口は減少幅をいかに縮小できるか、産業は移住者の呼  
び込みによつての拡大方向。非常に苦慮した計画作成であったろうと痛  
感している。

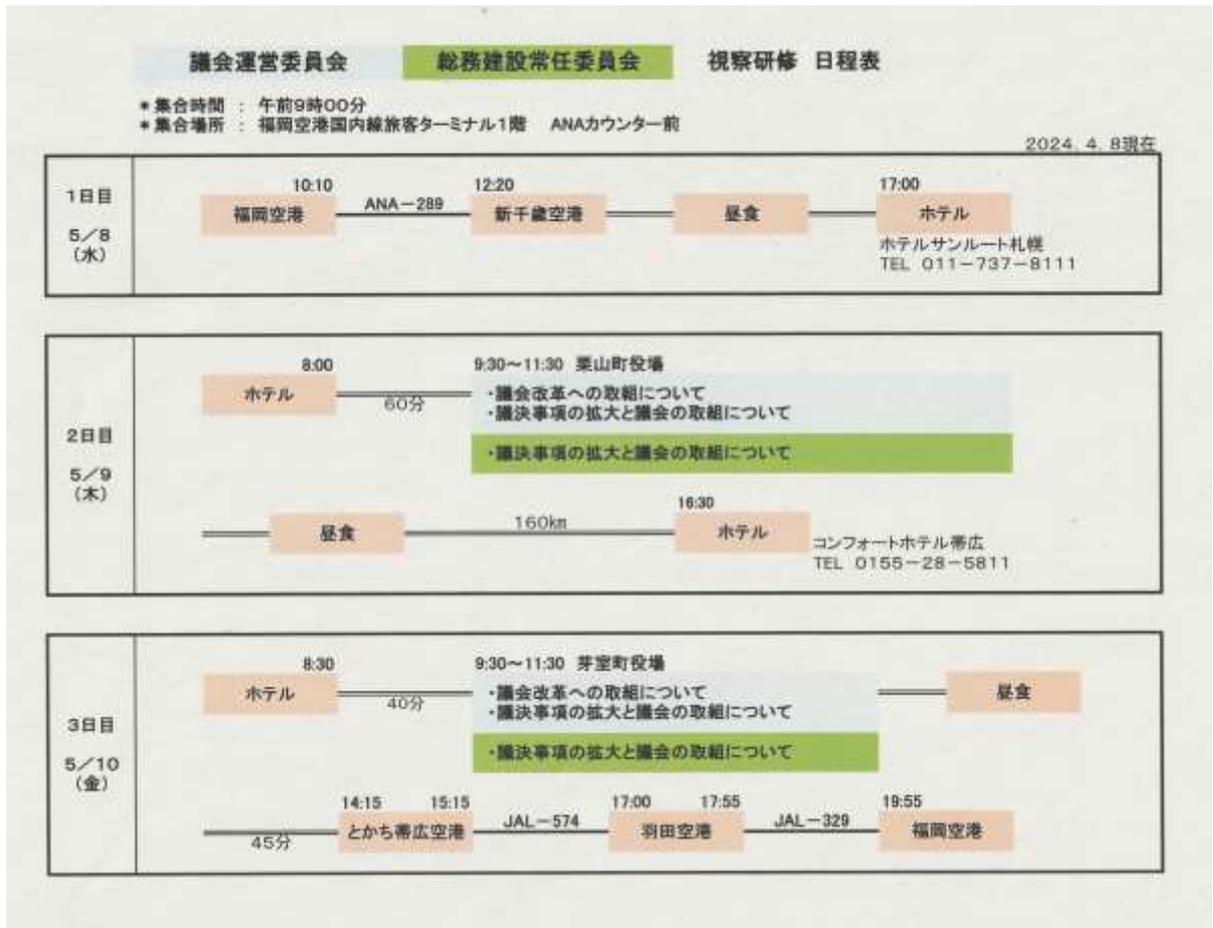
そうした中だからこそ議会基本条例・自治基本条例という地方政治の  
根幹である、町政・議会の民主主義的運営、住民に寄り添った町政・議  
会の必要性が痛感されたのではなかろうか。夕張市の経験を生かすべき  
と考えたのではなかろうか。

両町とも議会改革の取組みは素晴らしい。詳細は別紙において報告する。

---

① 期日、②目的、③場所、④感じたこと、⑤今後の議会運営への活用について、⑥その他

# 1. 総務建設常任委員会行政視察の日程[令和6年(2024年)5月8~10日]



## 2. 『栗山町』についての視察

### 1) 栗山町の概要



栗山町は空知総合振興局管内南部に位置し、西部は平地、東部は夕張山地に由来する山地である。北西部をかすめるように室蘭本線が通っており、交通手段はバスと自動車による。

農業が盛んで、栗山の語源はアイヌ語の「ヤム・ニ・ウン」＝栗の木の繁茂している所」に起源していると言われている。

人口は2024年3月31日現在で、10,801人で、今後人口減少が危惧されている。面積は203.93km<sup>2</sup>で粕屋町の約10倍以上である。

特徴のある農産物としては、種用馬鈴薯の産地である。また、超強力粉「ゆ

めちから」の産地である。有機農産物に力をいれており、私個人としては大いに期待したい町である。

因みに、WBC日本監督の栗山監督が名誉町民として移住している。問題は人の動きを引き寄せる産業を生み出せるかどうかであると感じる。

## 2) 開会挨拶等

5月9日(木)。出発は前日の5月7日でしたが、流石に北海道は遠い。視察研修は次の日からとなった。

予定の時間の少し前、栗山町役場に到着したが、時間調整のため栗山駅で小休止した。午前9時10分頃到着したが、職員の方々から大きな歓迎を受けた。準備が早く出来たので、午前9時30分より少し前に始める事になった。

司会は栗山町議会の斉藤副議長がされた。鶴川 和彦議長の歓迎挨拶があり、粕屋町の山脇議会運営委員長が受入れ感謝の挨拶をされた。議会事務局長の中野 真理氏が説明された。



(鶴川議長の歓迎挨拶)



(受入れ感謝の挨拶 山脇議運委員長)



(説明者 中野真理議会事務局長)

### 3) 『議会改革の取り組みについて』

#### ① 『栗山町議会基本条例と栗山町自治基本条例との関係』

栗山町議会基本所例は平成 18 年（2006 年）に制定され、栗山町自治基本条例は平成 25 年（2013 年）に制定された。

「議会基本所例を制定する件に付いての鶴川議長らの説明では、2007 年の統一地方選挙からは議員定数を一挙に 5 名削減し、定数を 13 名にしたことから、町内全体への目配りが必要となったそうだ。そのためには「住民との協議による議会を目指さなければならない」との結論になったそうだ。

栗山町町議会は平成 13 年 9 月から今日まで、時代に対応した議会改革・

議会活性化に努め、真に「町民に開かれた議会づくり」に取り組み、その 4 年半に及ぶ議会改革・議会活性化の集大成して制定されたそうだ（下図 議会改革黎明期に説明しているとうり）。



さて、「栗山町自治基本条例」はどのような経過で制定されたのかが興味が沸くところである。これには北海道大学の学者人らの働きかけがあったようである。「主権者である町民の参加による自律したまちづくりの推進を、町民、議会、行政が共有する基本理念とし、実現のための仕組みを定め、これを守り育てていくため、ここに栗山町自治基本条例を定めます」との宣言である。

地方政府としての自律の道を切り開いていく姿勢が読み取れる。立派なものだ。

## ② 「議会モニター」制度の導入

現在は、この制度を導入している議会も各地にあるように聞いているが、何しろ栗山町は早期に始めたようで興味深い。「町議会の円滑かつ民主的な運営を推進していくこと」を目的に行なっている。

資格が面白い。「年齢満18歳以上・・・公務員・各種議会議員、または各種行政委員ではないこと」となっているが、どうして集めているのだろうか。

### 12 住民参加のニューウェイブ 議会モニター

町議会の運営等に関し、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させることにより、町議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的としている。  
(平成20年3月基本条例改正：4月1日施行)  
※ 議会基本条例第13条

**(資格)**  
第4条 町議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。  
(1) 年齢満18歳以上の町民であり、かつ、公務員、各種議会議員または各種行政委員でないこと。  
(2) 町議会のしくみ及び運営に関心があること  
(3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

**(職務)**  
(1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。  
(2) 「栗山町議会だより」及び「栗山町議会ホームページ」に関する意見を文書により提出すること。  
(3) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。  
(4) 町議会議員と1年に1回以上、意見交換を行うこと。  
(5) 政務活動費の用途に関すること。  
(6) その他議長が必要と認めたこと。

従来の活動に加えて、議会が行う新たな議会改革について意見交換を行う。

【令和5年度】 議員の学校、(茶話会～議会について、町政について)  
【令和元年～4年】 報酬・定数の在り方、議員のなり手問題  
【令和3年】 議会改革 1. 通年議会 2. 文書質問 3. 代表質問

▽これまでの主な意見交換テーマ

- 議会運営について
- 議員定数について
- 政務活動費の増額について
- 議会基本条例の見直しについて
- 議会の広報・広聴について
- 議会報告会について

モニターとの茶話会の様子 (R5) ▶



### 議会モニターの任期及び人数の推移

任期	人数(定数)
平成21年～23年	8人(10人)
平成23年～25年	10人(10人)
平成25年～27年	10人(10人)
平成27年～29年	10人(10人)
平成29年～31年	13人(15人)
令和元年～3年	18人(20人)
令和3年～5年	15人(20人)
令和5年～7年	17人(20人)

※ 任期：2年

▲モニター会議(第1回)の様子 (R元)



▲モニター会議(フールドカフェ)の様子 (R3)



### ③ 『議会サポーター制度』の導入

中々、これだけの有識者をサポーターにお願いできる議会は、全国探しても稀な存在でしょう。先達たちが北海道大学の神原 勝 氏と知人だったらしく、この神原先生と相談しながら、栗山町議会の議会改革をすすめられてきたようで、議長さん・副議長さんからも何度も先生のことが語られた。現在は地方政治に詳しい5名のサポーターの先生を揃えており、仰天している所である。

先生方の利点としては、地方議会の在り様を研究していく上で、生の議会・

**13 有識者に政策づくりへの助言をもらおう**  
**議会サポーターの導入**

【目的】栗山町議会及び事務局の政策形成、立案機能を高め実施するまで有識者からの相談・助言を得ること目的として導入 (特別仕組 (平成21年))  
(平成21年3月条例改正、21年4月施行)

【条例】議会基本条例第16条

所 属 等	氏 名
法政大学総長	広瀬 克哉 氏
大正大学社会共生学部教授	江藤 俊昭 氏
北海道大学名誉教授	神原 勝 氏
北海道地方自治研究所主任研究員	辻道 雅宣 氏
元栗山町議会事務局長	中尾 修 氏

町民と議会とのつながり等をつかむことが出来るなどの利点があり、決まった報酬はなく、又任期もないが快く引き受けて頂いているようだ。粕屋町議会にもこんな学者陣が欲しいものだ。

### ④ 『議員学校のあり方』

栗山町は平成 27 年・平成 31 年の 2 度に渡って町議会議員選挙が無かったそうで、「議員のなり手対策事業」として、「議員の学校」をつくられたそうだ。「発想が本当に良いな」と思う。

●議員のなり手対策事業 **議員の学校**

全国に先駆けて「議会基本条例」を制定した栗山町議会としては由々しき事態！！

**なぜ、議員のなり手がいないのか？**

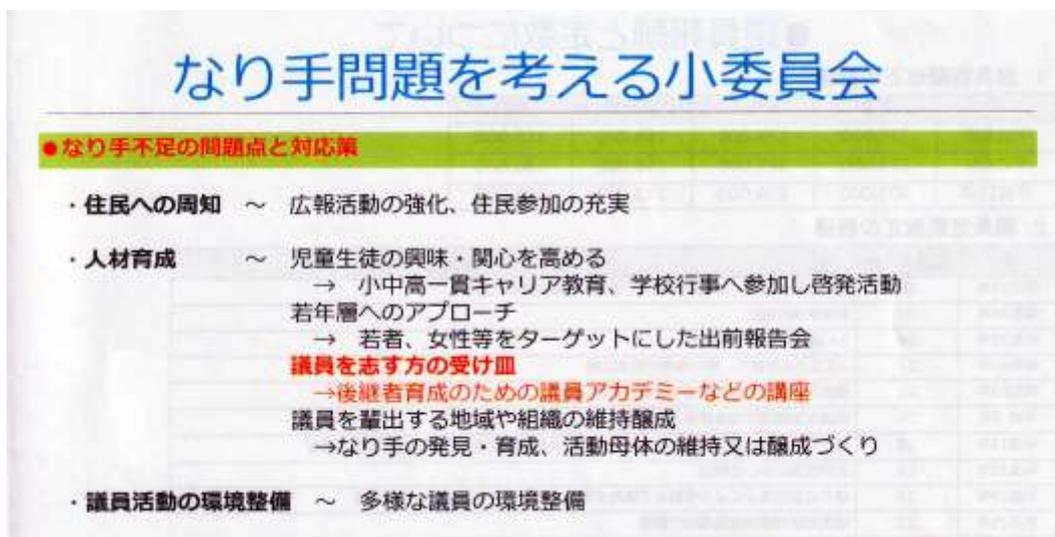
**調査** 栗山町議会議員の報酬と定数に関する調査特別委員会を設置 (令和元年6月)

●小委員会設置 ～ ●報酬と定数を考える小委員会  
●なり手問題を考える小委員会

町民に、「議員の役割、議員とは」とかを直に語りかけ、住民自治を考えていく上からもいい視点だと思ふ。2つの小委員会が作られて機能していけば更にいい結果が出て来ると思う。

栗山町には栗山高校があり、全国でも珍しく女性の公式野球チームを有しているとのこと。また、小委員会は以下のように進められたようで、遣り方に新鮮さを感じる。

今後どのように進んで行くのか、期待をしながら見詰めていきたい。



栗山町には栗山高校と栗山町立北海道介護福祉学校がある。町立の専修学校を持っているのは全国でも稀であろう。栗山高校とは包括連携協定を締結し、生徒の職業対県をつうじて、地域の福祉教育を行なっているし、福祉教育を「ふるさと教育」の一翼を担う教育活動と位置づけている。

議会もここに着目し、未来の担い手構想に位置付けしているようだ。

#### 4) 総じての感想

矢張り全国の先陣をきって議会改革に取り組まれてきた町だけあって、鶴川議長・斉藤副議長の説明や私達の質問に対する回答には引き込まれてまう。成功だけでなく、栗山町議会のありのままを話して頂き、参考にするところが



が大いにあった。栗山町自治基本条例を制定するには、全員協議会で特別委員会を作り、8回も委員会を介されて作成されたそうで、正に、今後の町の進み方に対する熱意をかんじる。

成果の多い視察。研修であった。只、時間が短かった。

(視察研修のお礼の挨拶・・・末若総務建設常任委員長)



### 3) 芽室町の議会改革の取組み



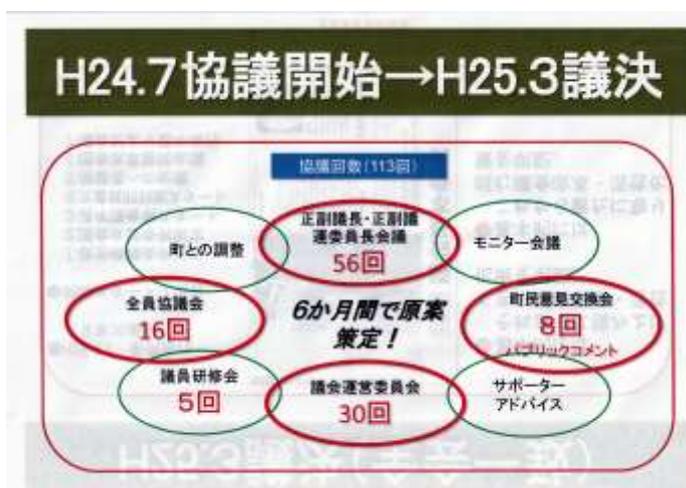
(説明者 渡辺 洋一郎議会運営委員長)

芽室町議会は定数 16 人で、1 期目が 4 人・2 期目が 3 人・1 期目が 6 人と非常に若さを感じる議会である。女性議員が 3 人で、明るさを感じる。一般会計予算が約 130 億円で、議会予算が約 8,200 万円である。

#### ① 「芽室町自治基本条例」と「芽室町議会基本条例」との関係

芽室町では、平成 16 年（2004 年）に栗山町のサポーターである神原 勝北海道大学名誉教授と渡辺 三省氏を招いて議会基本条例と自治基本所例の学習会をしたのがきっかけで、議会改革が進み始めたようだ。

栗や町や登別市議会を視察した後、自治基本条例を先行する事に決したようで、平 19 年（2007 年）3 月に制定にたどり着いた。



(芽室町議会基本条例制定のための協議)

議会基本条例は平成 24 年（2012 年）7 月から協議をし、113 回の協議の後、平成 25 年（2013 年）3 月議会で議決し、制定している。凄いエネルギーを感じる。ここでも、モニター会議、サポーターアドバイスが働いている。また、町民意見交換会が 8 回も開かれており、住民自治の基本が出来ている町の姿を感じる。

## ② 芽室議会の広報活動

芽室町議会の広報紙は毎月発行で、1年に12回発行している。常任委員会が半年交代で担当して作成している。2色刷りで、月によって8ページ・12ページと変わることはある。1カ月前から準備を進めており、2カ月分を同時に作っているような状態だそうだ。配布は町の広報紙と一緒に行なわれており、「町の情報はどこから入手しているか」との町民アンケートでは「議会だより」からとの回答が一番だったそうで、町民から信頼された広報紙だそうだ。本当に素晴らしい。

## ③ 町民との意見交換

芽室町議会基本条例第4条(2)に「町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に意見交換会等を開催すること」という規定がある。下の表は各年度に行われた意見交換会の回数・参加者数・対象団体等の一覧であるが、平成28年度から「6PTAと2高校との意見交換会」を取り入れた。未来を託すべき若い層との意見交換は画期的なことであろう。

### 課題に対し方法を改革

年度	参加人数	会場数	概要
H21 / H22	66 / 86	1 / 3	
H23	233	7	
H24	146	7	
H25	225	7	議会フォーラム1回
H26	383	13	議会フォーラム2回 11老人クラブと意見交換
H27	441	13	議会フォーラム2回 11老人クラブと意見交換
H28	211	11	議会フォーラム1回 6PTA・2高校と意見交換
H29	219	10	議会フォーラム1回 6PTA・2高校と意見交換
H30	290	12	議会フォーラム1回 6PTA・2高校と意見交換
計	2,300	84	<small>※R1・R2はコロナ禍のため中止</small>

芽室町には芽室高校と私立の白樺高校があるが、中段の表のように積極的な事業が実施されている。1例としてR3年度の事業の一覧だが、白樺高校との意見交換は参加者数も非常に多い。学校側の取組みの地元愛着心が現れた事業となっている。又、下の写真は町と白樺高校の「連携協定」の写真である。

### H28-R3: 高校生との意見交換会

#### R3年度

- 10月29日-11月4日: 白樺学園高校 3学年 135人
- 12月23日: 芽室高校新聞局 8人
- 1月24日-26日: 白樺学園高校 1学年 151人  
(事前学習)
- 1月31日-2月4日: 白樺学園高校 1学年 151人  
(コロナ禍によりR4.7.15-21に実施)

## 地元高校と連携協定

### 学校法人白樺学園白樺学園高等学校と 芽室町議会の包括連携協定書

#### 〔目的〕

第1条 本協定は、甲と乙の人的、物的資源の交流、活用を図ることで、双方の活動の充実・発展に資することを目的とする。

#### 〔連携事項〕

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に協力することに努める。

- (1) 甲による乙の議員、職員、住民等を対象とした学習機会の提供
- (2) 乙の会の施設における甲の生徒を対象とした研修機会の提供
- (3) 乙が実施する事業への甲の教職員、生徒の参画
- (4) 甲の教職員と乙の議員、職員等との交流、研修
- (5) その他、甲乙で合意した分野における活動



## 連携協定に基づく事業



1学年の授業に、議員が「アドバイザー」参加(白樺学園高等学校)

## なぜ高校生と意見交換？

### ・芽室町議会活性化計画の主要事業の一つ

#### ☞「町民との意見交換会の充実

(多様な世代の住民参加の促進)

- ～若い世代の考えを政策・提言に反映
- ～まちづくりを考える機会のきっかけづくり
- ～住民への議会活動の認知度向上

### ・芽室町議会活性化計画の主要項目の一つ

#### ☞町民との意見交換会の深化と充実

(多様な住民参加の機会づくり)

- 若い世代の考えを政策・提言に反映
- 社会参加・地域参加の一つの機会
- まちづくりを考えるきっかけに！

高校生との意見交換会の取組み、連携協定の締結と高校事業への協力は、芽室町議会の地元へ定着して欲しいと言う並々ならぬ決意のようなものを感じる。

正に、北海道の現状打開のさきがけを作っているのではないかと感じる。

また、PTAと意見交換等、若い層に対する接近は若い議員の出現を期待しての取組みであろう。その成果が次の選挙で現れる事を期待したい。

④ 議会サポーター制度の導入

議会サポーター制度は栗山町でも導入されていたが、その影響は強く、北海道大学の神原 勝名誉教授がかかわっている。芽室町も蒼々たるメンバー



で、よくもこれだけの人材を集められたものだと羨ましく感じる。福岡にも地方政治を研究し、実際に同調してくれる学者人・有識者を欲しいものと感じる。勿論、サポーターは銀研修の講師や議会運営上のアドバイスや政策形成に関係した所管事務調査に對

する助言を頂いているようで、本当にありがたいことに尽きる。

5) 総じて



(芽室町視察研修の御御礼の挨拶 末若総務常任委員長)

芽室町もモニター制度など書きたい事は一杯あるが紙面が足りない。これだけ議意が活動しているからには、事務局の職員さんは多数だろうと思いきや、予想が外れ今日区長入れて3名だそう。本当に議員の能力の高さを実感した。説明者の鈴木副議長・渡辺議運委員長の説明も淀みなく、的確な説明であった。感動した。